

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

目次	ページ
市民税・県民税申告書の記載例	2~3
－住所・氏名などを記入する	4
－収入金額等、所得金額等を計算して記入する	4~6
－所得から差し引かれる金額（所得控除など）を計算して記入する	7~10
（参考）市民税・県民税を計算する	11~13
（参考）市民税・県民税と所得税の所得控除一覧	14

**提出期限：令和6年3月15日**

提出期限を過ぎている場合は、お早めにご提出ください。

## ご案内

### ★市民税・県民税申告書の作成★

Microsoft Excel があれば、市ホームページから申告書を作成できます。控除金額等が自動計算されますのでご利用ください。桐生市のホームページで「市県民税 申告」で検索してください。

### ★市民税・県民税申告書 郵送で提出できます★

記入済の申告書、申告書提出に必要な各種控除証明書類(写し)などを同封し、下記まで郵送してください。申告書に、日中連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

※控除内容の分かる書類が同封されていないと、控除が受けられない可能性があります。必ず同封してください。

※受付印を押印した申告書の控や必要書類などの返却を希望される人は、返却希望書類を指定のうえ、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

お問い合わせ・郵送提出先

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

桐生市役所税務課 市民税担当

電話 (0277) 46-1111

(内線226・227・228)

切り取って封筒の宛名にご利用ください

〒376-8501

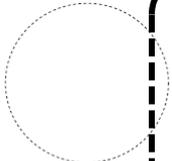
桐生市織姫町1番1号 桐生市役所税務課

市民税担当 (申告書在中)

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

例 桐生市長 令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

令和 年 月 日 提出



1月1日現在の住所 桐生市 織姫町1-1 <small>(上記の住所と異なる場合は記入してください)</small>	電話番号(自宅・勤務先・携帯) 080 - 1234 - 5678
現住所	生年月日 明・大 昭 ○・□・△
フリガナ 氏名 群馬 桐生 <small>群馬 キリュウ</small>	職業業種 屋号
個人番号	

4 ページ

資料番号
お問合せ番号
源泉徴収税額 円
申告方法 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (代理人 氏名 結納)

社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険 20,000	
介護保険 15,000	
給与源泉徴収票 5,000	
合計 40,000	
新生命保険料の計 15,000	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計 30,000	
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

障害者控除	障害の種類	障害の程度
1	群馬 桐生	身体 1
2		
3		
4		

扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1	群馬 新里	明・大 昭・平	同居	母
2				
3				
4				

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1	群馬 黒保根	平・令 ○・1・20	同居	子の子
2	群馬 渡良瀬	平・令 ○・6・8	同居	子
3				

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額
	150,000	10,000

収入金額	雑収入等	金額
1 営業等	ア	1,500,000
2 農業	イ	
3 不動産	ウ	
4 配当	エ	
5 雑収入等	オ	2,500,000
6 公的年金等	キ	1,500,000
7 雑収入等	ク	200,000
8 その他	ケ	100,000
9 雑収入等	コ	
10 合計		500,000

所得金額	雑所得	金額
1 配当	③	
2 雑収入等	④	
3 雑収入等	⑤	
4 雑収入等	⑥	1,570,000
5 雑収入等	⑦	400,000
6 雑収入等	⑧	150,000
7 雑収入等	⑨	50,000
8 合計	⑩	600,000
9 雑収入等	⑪	
10 合計	⑫	2,670,000

所得から差し引かれる金額	控除の種類	金額
1 社会保険料控除	⑬	40,000
2 小規模企業共済等掛金控除	⑭	
3 生命保険料控除	⑮	34,500
4 地震保険料控除	⑯	
5 寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	300,000
6 勤労学生控除	⑲～⑳	300,000
7 雑損控除	㉑	450,000
8 雑損控除	㉒	430,000
9 雑損控除	㉓	1,554,500
10 医療費控除	㉔	40,000
11 合計	㉕	1,594,500

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。  
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

5 令和5年中に収入がなかった人は、下の欄へ記入してください。

(1) 下記の人から扶養されていた、援助(仕送り)を受けていた。または学生だった。

同居・住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ あなたとの続柄 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_ 年生 \_\_\_\_\_

(あてはまる項目に○印)

(2) ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 失業保険 エ 生活保護  
オ 預貯金 カ 奨学金 キ 傷病手当

受給期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

(3) その他(理由および生活費の入手など) \_\_\_\_\_

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

分譲課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分譲課税専用）」を合わせて提出してください。

### 6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日	給	勤務 日数	月 収
1				200,000
2				200,000
3				200,000
4				200,000
5				200,000
6				250,000
7				200,000
8				200,000
9				200,000
10				200,000
11				200,000
12				250,000
賞 与 等				円
合 計				2,500,000
法人番号 又は所在地		桐生市織姫町1-1		
勤務先名		(有)〇☆		
電話番号		0277-★★-〇〇〇〇		

### 7 事業・不動産所得に関する事項

（別途、所得の種類ごとに「収支内訳書」もご提出ください。）

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

### 8 事業税に関する事項

非課税所得 など	所得金額	円	事業用資産 の譲渡損失 など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円	前年中の 開廃業	開始・廃止 月 日	<input type="checkbox"/> 他道府県の 事務所等

### 9 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

### 10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命	100,000	50,000
報酬	(株)△△	200,000	50,000

### 11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期 長期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)	
						イ	ロ ハ
一 時							

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。  

$$\text{ロ} = \text{イ} + \{(\text{ロ} + \text{ハ}) \times 1/2\}$$

### 12 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1 氏名				
個人番号				
2 氏名				
個人番号				

所得税における青色申告の承認の有無  承認あり・承認なし  合計額

### 13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
30,000	
10 ページ	
条例指定分	
5,000	
市区町村	5,000

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。  
 ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人の寄附金は控除対象外です。

### 14 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	住所	国外	<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 障害者
1	群馬 渡良瀬	東京都港区〇-〇					
2							

### 15 給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収）  自分で納付（普通徴収）

### 16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度
						4-5 ページ

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

## 手順1 住所・氏名・連絡先 皆様記載してください。

1月1日現在の住所、氏名、マイナンバー（個人番号）、電話番号、生年月日を記入してください（押印は不要です）。また、個人事業者の方は、事業の内容や屋号を記入してください。代理（同世帯親族、税理士、成年後見人などに限ります）で記入した場合は、枠外の代理人氏名、続柄を記入してください。

## 手順2 収入・所得 1年間の収入を「1 収入金額等」のア～シ、所得を「2 所得金額」の①～⑪に記載します

収入の種類・記載欄		内容																																																
事業	営業等 (ア・①)	製造業・販売業・建設業・サービス業などによる所得および医師、弁護士、税理士、建築士、画家、保険外交員などによる所得。収入金額を「ア」、所得金額を「①」に記載します。 ※別で、 <b>収支内訳書（一般用）</b> を作成してください。																																																
	農業 (イ・②)	農産物の生産、果樹栽培、家畜飼育などによる所得。収入金額を「イ」、所得金額を「②」に記載します。 ※別で、 <b>収支内訳書（農業所得用）</b> を作成してください。																																																
不動産 (ウ・③)		地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得。収入金額を「ウ」、所得金額を「③」に記載します。 ※別で、 <b>収支内訳書（不動産所得用）</b> を作成してください。																																																
利子（エ・④）		公社債および預貯金の利子などの所得（源泉分離課税分は除く）。収入金額を「エ」、所得金額を「④」に記載します。																																																
配当（オ・⑤）		上場株式等以外の配当等の所得が該当します。 収入金額を「オ」、所得金額を「⑤」に記載し、裏面9「配当所得に関する事項」へ内容を記載します。なお、特定配当等所得を申告したい場合は、所得税の確定申告で申告する必要があります。																																																
⑥給与（カ・⑥）		<p>給料・賃金・賞与などによる所得が該当します。</p> <p>給与所得金額は、以下の表で計算することができます。給与収入金額の合計（複数個所からの収入の場合は合計します）を「カ」、計算した金額を「⑥」欄に記載します。ただし、所得金額調整控除（次頁）の適用がある場合は、給与所得金額から所得金額調整控除を差し引いた金額を⑥に記載してください。親族の個人事業者から専従者に支払われた給与の場合、「専給」の「青色」または「白色」に記載します。</p> <p>※源泉徴収票のない人：日給など給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は、給与明細や振込明細（預貯金通帳等）などで確認できる金額と支払元の情報を裏面の「6 給与所得の内訳」にも合わせて記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与の収入金額 (A)</th> <th colspan="2">給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～</td> <td>550,999 円</td> <td></td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>551,000</td> <td>～ 1,618,999 円</td> <td>(A) -</td> <td>550,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000</td> <td>～ 1,619,999 円</td> <td></td> <td>1,069,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000</td> <td>～ 1,621,999 円</td> <td></td> <td>1,070,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000</td> <td>～ 1,623,999 円</td> <td></td> <td>1,072,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000</td> <td>～ 1,627,999 円</td> <td></td> <td>1,074,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000</td> <td>～ 1,799,999 円</td> <td>(B) * × 2.4 +</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000</td> <td>～ 3,599,999 円</td> <td>(B) * × 2.8 -</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000</td> <td>～ 6,599,999 円</td> <td>(B) * × 3.2 -</td> <td>440,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000</td> <td>～ 8,499,999 円</td> <td>(A) × 0.9 -</td> <td>1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000</td> <td>～ 円</td> <td>(A) -</td> <td>1,950,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (B) の計算式 … (A) ÷ 4 (千円未満切捨)</p>	給与の収入金額 (A)		給与所得金額		～	550,999 円		0 円	551,000	～ 1,618,999 円	(A) -	550,000 円	1,619,000	～ 1,619,999 円		1,069,000 円	1,620,000	～ 1,621,999 円		1,070,000 円	1,622,000	～ 1,623,999 円		1,072,000 円	1,624,000	～ 1,627,999 円		1,074,000 円	1,628,000	～ 1,799,999 円	(B) * × 2.4 +	100,000 円	1,800,000	～ 3,599,999 円	(B) * × 2.8 -	80,000 円	3,600,000	～ 6,599,999 円	(B) * × 3.2 -	440,000 円	6,600,000	～ 8,499,999 円	(A) × 0.9 -	1,100,000 円	8,500,000	～ 円	(A) -	1,950,000 円
給与の収入金額 (A)		給与所得金額																																																
～	550,999 円		0 円																																															
551,000	～ 1,618,999 円	(A) -	550,000 円																																															
1,619,000	～ 1,619,999 円		1,069,000 円																																															
1,620,000	～ 1,621,999 円		1,070,000 円																																															
1,622,000	～ 1,623,999 円		1,072,000 円																																															
1,624,000	～ 1,627,999 円		1,074,000 円																																															
1,628,000	～ 1,799,999 円	(B) * × 2.4 +	100,000 円																																															
1,800,000	～ 3,599,999 円	(B) * × 2.8 -	80,000 円																																															
3,600,000	～ 6,599,999 円	(B) * × 3.2 -	440,000 円																																															
6,600,000	～ 8,499,999 円	(A) × 0.9 -	1,100,000 円																																															
8,500,000	～ 円	(A) -	1,950,000 円																																															

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

収入の種類・記載欄	内容																																																						
⑥給与（カ・⑥）	<p>【所得金額調整控除】</p> <p>＜所得金額調整控除＞ 給与収入 850 万円を超え、条件に該当する場合</p> <p>適用条件: 給与収入が 850 万円を超え、「特別障害者に該当」、「年齢 23 歳未満の扶養親族を有する」、「特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する」のいずれかに該当する。</p> <p>● 所得金額調整控除の算出式：</p> $= (\text{給与収入金額}(1,000 \text{万円を超える場合は } 1,000 \text{万円}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$ <p>＜所得金額調整控除＞ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合</p> <p>適用条件：給与所得④と公的年金等に係る雑所得⑤があり、その給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円を超える場合</p> <p>● 所得金額調整控除の算出式：</p> $= (\text{給与所得}(10 \text{万円を超える場合は } 10 \text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10 \text{万円を超える場合は } 10 \text{万円})) - 10 \text{万円}$																																																						
雑	<p>厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などによる所得が該当します。</p> <p>公的年金等の収入金額(複数個所からの収入の場合は合計します)から下表により公的年金等に係る雑所得を計算します。公的年金等の収入金額の合計を申告書の「キ」に、所得金額を「⑦」の欄に記載してください。</p> <p><b>65 歳未満の場合</b> (昭和 34 年 1 月 2 日以後に生まれた方)</p> <table border="1" data-bbox="392 1111 1501 1456"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額 (C)</th> <th colspan="3">公的年金等以外の所得の合計が</th> </tr> <tr> <th>1,000 万円以下</th> <th>1,000 万円超 2,000 万円以下</th> <th>2,000 万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~1,299,999</td> <td>(C) - 600,000</td> <td>(C) - 500,000</td> <td>(C) - 400,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,000~4,099,999</td> <td>(C) × 0.75 - 275,000</td> <td>(C) × 0.75 - 175,000</td> <td>(C) × 0.75 - 75,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001~7,699,999</td> <td>(C) × 0.85 - 685,000</td> <td>(C) × 0.85 - 585,000</td> <td>(C) × 0.85 - 485,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,000~9,999,999</td> <td>(C) × 0.95 - 1,455,000</td> <td>(C) × 0.95 - 1,355,000</td> <td>(C) × 0.95 - 1,255,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000~</td> <td>(C) - 1,955,000</td> <td>(C) - 1,855,000</td> <td>(C) - 1,755,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>65 歳以上の場合</b> (昭和 34 年 1 月 1 日以前に生まれた方)</p> <table border="1" data-bbox="392 1552 1501 1897"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額 (C)</th> <th colspan="3">公的年金等以外の所得の合計が</th> </tr> <tr> <th>1,000 万円以下</th> <th>1,000 万円超 2,000 万円以下</th> <th>2,000 万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~3,299,999</td> <td>(C) - 1,100,000</td> <td>(C) - 1,000,000</td> <td>(C) - 900,000</td> </tr> <tr> <td>3,300,000~4,099,999</td> <td>(C) × 0.75 - 275,000</td> <td>(C) × 0.75 - 175,000</td> <td>(C) × 0.75 - 75,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,000~7,699,999</td> <td>(C) × 0.85 - 685,000</td> <td>(C) × 0.85 - 585,000</td> <td>(C) × 0.85 - 485,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,000~9,999,999</td> <td>(C) × 0.95 - 1,455,000</td> <td>(C) × 0.95 - 1,355,000</td> <td>(C) × 0.95 - 1,255,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000~</td> <td>(C) - 1,955,000</td> <td>(C) - 1,855,000</td> <td>(C) - 1,755,000</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等以外の所得の合計が			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	~1,299,999	(C) - 600,000	(C) - 500,000	(C) - 400,000	1,300,000~4,099,999	(C) × 0.75 - 275,000	(C) × 0.75 - 175,000	(C) × 0.75 - 75,000	4,100,001~7,699,999	(C) × 0.85 - 685,000	(C) × 0.85 - 585,000	(C) × 0.85 - 485,000	7,700,000~9,999,999	(C) × 0.95 - 1,455,000	(C) × 0.95 - 1,355,000	(C) × 0.95 - 1,255,000	10,000,000~	(C) - 1,955,000	(C) - 1,855,000	(C) - 1,755,000	公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等以外の所得の合計が			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	~3,299,999	(C) - 1,100,000	(C) - 1,000,000	(C) - 900,000	3,300,000~4,099,999	(C) × 0.75 - 275,000	(C) × 0.75 - 175,000	(C) × 0.75 - 75,000	4,100,000~7,699,999	(C) × 0.85 - 685,000	(C) × 0.85 - 585,000	(C) × 0.85 - 485,000	7,700,000~9,999,999	(C) × 0.95 - 1,455,000	(C) × 0.95 - 1,355,000	(C) × 0.95 - 1,255,000	10,000,000~	(C) - 1,955,000	(C) - 1,855,000	(C) - 1,755,000
公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等以外の所得の合計が																																																						
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超																																																				
~1,299,999	(C) - 600,000	(C) - 500,000	(C) - 400,000																																																				
1,300,000~4,099,999	(C) × 0.75 - 275,000	(C) × 0.75 - 175,000	(C) × 0.75 - 75,000																																																				
4,100,001~7,699,999	(C) × 0.85 - 685,000	(C) × 0.85 - 585,000	(C) × 0.85 - 485,000																																																				
7,700,000~9,999,999	(C) × 0.95 - 1,455,000	(C) × 0.95 - 1,355,000	(C) × 0.95 - 1,255,000																																																				
10,000,000~	(C) - 1,955,000	(C) - 1,855,000	(C) - 1,755,000																																																				
公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等以外の所得の合計が																																																						
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超																																																				
~3,299,999	(C) - 1,100,000	(C) - 1,000,000	(C) - 900,000																																																				
3,300,000~4,099,999	(C) × 0.75 - 275,000	(C) × 0.75 - 175,000	(C) × 0.75 - 75,000																																																				
4,100,000~7,699,999	(C) × 0.85 - 685,000	(C) × 0.85 - 585,000	(C) × 0.85 - 485,000																																																				
7,700,000~9,999,999	(C) × 0.95 - 1,455,000	(C) × 0.95 - 1,355,000	(C) × 0.95 - 1,255,000																																																				
10,000,000~	(C) - 1,955,000	(C) - 1,855,000	(C) - 1,755,000																																																				
	⑦公的年金等（キ・⑦）																																																						

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

収入の種類・記載欄		内容
雑	⑧業務 (ク・⑧)	副業などのうち営利を目的とした継続的な業務による所得(シルバー人材センター配分金、講演料など)が該当します。裏面「10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」へ種目、支払元など必要事項を記載してください。また、収入金額を「ク」に、経費を引いた後の所得金額を「⑧」に記入します。
	⑨その他 (ケ・⑨)	⑦、⑧以外による所得(生命保険の個人年金などの所得)が該当します。裏面「10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」へ種目、支払元など必要事項を記載してください。また、収入金額を「ケ」に、経費を引いた後の所得金額を「⑨」に記入します。
⑩総合譲渡 (コ/サ・⑩)		自動車、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除きます)が該当し、所有していた期間によって、短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けられます。 ・短期 … 譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。 ・長期 … 譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。 裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費などを記載してください。特別控除額は、総合譲渡所得(短期・長期)で最高50万円(差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額)です。次いで、所得金額(イ、ロ)を表面の「コ」、「サ」に、合計(二)を表面の「⑩」にそれぞれ転記します(一時所得がある場合、一時所得を合わせた所得金額を記載します)。
⑪一時 (シ・⑪)		懸賞金の賞金、競馬払戻金、生命保険契約の一時金、遺失物の拾得による報労金などによる所得が該当します。裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費などを記載してください。特別控除額は、最高50万円(差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額)です。次いで、所得金額(ハ)を表面の「シ」に、合計(二)を表面の「⑪」にそれぞれ転記します(総合譲渡短期所得・長期所得がある場合、これらを合わせた所得金額を記載します)。

<その他>

●事業税に関する事項

事業税に関する事項	
裏面「8 事業税に関する事項」	事業を営んでいる人で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

●分離課税所得の申告をする場合

「市・県民税申告書(分離課税用)」をあわせて提出してください。用紙は、税務課及び桐生市ホームページにあります。所得税の確定申告書の記載方法にならって記載してください。

分離課税		
収入の種類・記載欄	内容	
譲渡	短期(ス/セ・⑳/㉑)	土地、建物等の譲渡による所得(所有期間が5年以下のもの。)
	長期(ソ/タ/チ・㉒/㉓/㉔)	土地、建物等の譲渡による所得(所有期間が5年を超えるもの。)
株式等の譲渡所得(ツ/テ・㉕/㉖)		株式等の譲渡による所得
先物取引(ト・㉗)		先物取引で、一定のものを決済した場合の所得
山林(7 山林所得・退職所得に関する事項)		山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得
退職(7 山林所得・退職所得に関する事項)		退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得(退職時に現年分離課税されたものは除きます。)

※特定配当等所得・特定株式等譲渡所得(源泉徴収・特別徴収された所得)を申告したい場合は、所得税の確定申告が必要です。

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

## 手順3 所得から差し引かれる金額 控除の内容や金額を所得から差し引かれる金額に記載します。

以下、申告書の左部「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を〔3〕、右下部「4 所得から差し引かれる金額」を〔4〕と記載。

控除の種目	概要と控除額				
⑬ 社会保険料	概要	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・国民年金・雇用保険・厚生年金・農業者年金など)をあなたが支払った場合 ※給与・公的年金等の源泉徴収票に記載された社会保険料は、本人のみ控除にできます。			
	記載方法	〔3〕の⑬欄に種類毎に支払金額を、〔4〕の⑬に控除額（支払金額全額）を記入します。			
⑭ 小規模企業共済等掛金	概要	前年中に支払った小規模企業共済、個人型確定拠出年金、心身障害者扶養共済の掛金			
	記載方法	〔4〕の⑭に控除額（支払金額全額）を記入			
⑮ 生命保険料	概要	前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険料・介護医療保険料、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合			
	記載方法	〔3〕の⑮に契約の種類ごとに支払保険料額を記入、〔4〕の⑮に下の表で計算した控除額を記入します。			
	次表より、「一般生命保険料（新・旧）」、「個人年金保険料（新・旧）」、「介護医療保険料」をそれぞれ算出して合計します（限度額：70,000円）。				
		種類	新契約	旧契約	新・旧の合計
		一般生命保険料	支払保険料から 計算式1で計算した結果 …①	支払保険料から 計算式2で計算した結果 …②	①+②(最高28,000円)と ②のいずれか大きい金額 …⑥
	個人年金保険料	支払保険料から 計算式1で計算した結果 …③	支払保険料から 計算式2で計算した結果 …④	③+④(最高28,000円)と ④のいずれか大きい金額 …⑦	
	介護医療保険料	支払保険料から 計算式1で計算した結果 …⑤	<b>生命保険料控除額：</b>  <b>⑤+⑥+⑦(最高70,000円)</b>		
※一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方がある場合、「新契約と旧契約それぞれ下の計算式により計算した控除額の合計（限度額28,000円）」または「旧契約のみで計算した控除額の合計（限度額35,000円）」のいずれか高い金額					
	計算式	保険料区分	支払った保険料（円）	生命保険料控除額	
<計算式1>		新契約生命保険 介護医療保険 新契約個人年金	0 ～ 12,000	支払った保険料の全額	
			12,001 ～ 32,000	支払った保険料×0.5+6,000円	
			32,001 ～ 56,000	支払った保険料×0.25+14,000円	
			56,001 ～	28,000円	
<計算式2>		旧契約生命保険 旧契約個人年金	0 ～ 15,000	支払った保険料の全額	
			15,001 ～ 40,000	支払った保険料×0.5+7,500円	
			40,001 ～ 70,000	支払った保険料×0.25+17,500円	
			70,001 ～	35,000円	
1円未満の端数がある場合はその端数を切り上げます。					

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

控除の種目	概要と控除額																			
⑯地震保険料	概要	前年中に支払ったあなたやあなたと生計を一にする親族の地震保険料・旧長期損害保険料																		
	記載方法	〔3〕の⑯に地震保険料の計、旧長期損害保険料に支払保険料額を記載してください。〔4〕の⑯に下表で計算した控除金額を記入します。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約別区分</th> <th>支払った保険料（円）</th> <th>地震保険料控除額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.地震保険料の場合</td> <td>～ 50,000</td> <td>支払った保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001 ～</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.旧長期損害保険料の場合</td> <td>～ 5,000</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,001 ～ 15,000</td> <td>支払った保険料×1/2 + 2,500</td> </tr> <tr> <td>15,001 ～</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>上記1と2の両方</td> <td colspan="2">1で計算した金額 + 2で計算した金額(25,000円が限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	契約別区分	支払った保険料（円）	地震保険料控除額（円）	1.地震保険料の場合	～ 50,000	支払った保険料×1/2	50,001 ～	25,000	2.旧長期損害保険料の場合	～ 5,000	支払った保険料の金額	5,001 ～ 15,000	支払った保険料×1/2 + 2,500	15,001 ～	10,000	上記1と2の両方	1で計算した金額 + 2で計算した金額(25,000円が限度額)	
		契約別区分	支払った保険料（円）	地震保険料控除額（円）																
		1.地震保険料の場合	～ 50,000	支払った保険料×1/2																
			50,001 ～	25,000																
2.旧長期損害保険料の場合	～ 5,000	支払った保険料の金額																		
	5,001 ～ 15,000	支払った保険料×1/2 + 2,500																		
	15,001 ～	10,000																		
上記1と2の両方	1で計算した金額 + 2で計算した金額(25,000円が限度額)																			
1円未満の端数がある場合はその端数を切り上げます。																				
⑰寡婦	概要	ひとり親に該当せず、本人の合計所得金額が500万円以下、住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」などの事実上婚姻関係と同様の事情にあたる記載がなく、次の（1）または（2）に該当する人。（1）夫と死別（生死不明含む）した後、婚姻していない人。（2）夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族（子を除く）がいる人。																		
	記載方法	〔3〕の⑰☐寡婦控除と該当する事由にチェックし、〔4〕の⑰に控除額260,000を記入。																		
⑱ひとり親	概要	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻していない人または配偶者と死別、配偶者の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件をすべて満たす人。 「（1）生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年中の総所得金額等が48万円以下の者に限る。）がいる。（2）本人の合計所得金額が500万円以下（3）住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」などの事実上婚姻関係と同様の事情にあたる記載がない人」																		
	記載方法	〔3〕の⑱☐ひとり親控除にチェック、〔4〕の⑱に控除額300,000を記入。																		
⑲勤労学生	概要	大学や高校などの学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人																		
	記載方法	〔3〕の⑲☐勤労学生控除にチェック、〔4〕の⑲に控除額260,000を記入。																		
⑳障害者	概要	令和5年12月31日(年途中で死亡した人は死亡の日)現在、あなたや同一生計配偶者、扶養親族で精神や身体に障害のある人のうち、障害者手帳などの発行を受けている人。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>等級や要介護の程度など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳 3～6級、精神障害者保健福祉手帳 2、3級、療育手帳障害の程度 A 以外、65歳以上で要介護 1～3 など</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳 1、2級、精神障害者保健福祉手帳 1級、療育手帳障害の程度 A、65歳以上で要介護 4、5 など</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、あなたや配偶者又は生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている人。</td> </tr> </tbody> </table>	控除の種類	等級や要介護の程度など	障害者	身体障害者手帳 3～6級、精神障害者保健福祉手帳 2、3級、療育手帳障害の程度 A 以外、65歳以上で要介護 1～3 など	特別障害者	身体障害者手帳 1、2級、精神障害者保健福祉手帳 1級、療育手帳障害の程度 A、65歳以上で要介護 4、5 など	同居特別障害者	同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、あなたや配偶者又は生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている人。										
		控除の種類	等級や要介護の程度など																	
		障害者	身体障害者手帳 3～6級、精神障害者保健福祉手帳 2、3級、療育手帳障害の程度 A 以外、65歳以上で要介護 1～3 など																	
	特別障害者	身体障害者手帳 1、2級、精神障害者保健福祉手帳 1級、療育手帳障害の程度 A、65歳以上で要介護 4、5 など																		
同居特別障害者	同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、あなたや配偶者又は生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている人。																			
記載方法	〔3〕の⑳に対象者の氏名と障害の程度を記入。〔4〕の⑳に障害者 260,000、特別障害者 300,000、同居特別障害者 530,000として、合計額を記入。																			

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

控除の種目	概要と控除額				
②配偶者 (同一生計 配偶者) ②配偶者特別	概要	配偶者控除：令和5年12月31日現在（令和5年の途中で死亡した人は、死亡の日現在）あなたと生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の人 配偶者特別控除：あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日（令和5年の途中で死亡した人は、死亡の日現在）あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の人 ※ともに、内縁関係にある人、事業専従者として給与の支払を受ける人は該当しません。			
	記載方法	[3]の②、②に対象者の氏名、生年月日、個人番号、合計所得金額を記入します。 [4]の②、②に下表に応じた控除金額を記入します。			
			あなたの合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		配偶者の合計所得金額			
	控除 配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円
		昭和28.1.1以前生まれ	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0万円			
(あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合で、配偶者が(特別)障害者に該当する場合、同一生計配偶者として申告し、障害者控除を受けることができます。)					
②扶養	概要	親族が次の要件に該当する場合 (1)あなたと生計を一にし、(2)前年中の合計所得金額が48万円以下、(3)年齢が16歳以上、(4)事業専従者ではない、(5)他者の扶養親族又は同一生計配偶者ではない			
	記載方法	[3]の③に対象者の氏名、生年月日、個人番号を記入します。別居の場合、裏面「14 別居の扶養親族に関する事項」に住所等を記入し、国外居住の場合は該当区分に✓します。 [4]の③に下表に応じた控除金額の合計を記入します。			
		生年月日	控除額		
		16歳未満（年少扶養親族）平成20.1.2生～	0円		
		17～18歳（一般扶養親族）平成17.1.2～平成20.1.1生	33万円		
		19～22歳（特定扶養親族）平成13.1.2～平成17.1.1生	45万円		
		23～69歳（一般扶養親族）昭和29.1.2～平成13.1.1生	33万円		
		70歳以上（老人扶養親族）～昭和29.1.2生	38万円		
	老人扶養の内、同居老親（あなた又はあなたの配偶者と同居を常としている、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属）の場合	45万円			

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

控除の種目	概要と控除額											
16歳未満の扶養親族	概要	16歳未満の親族があなたと生計を一にし、前年中の合計所得金額が48万円以下、事業専従者ではなく、他者の扶養親族ではない場合に適応できます。 ※16歳未満の扶養親族は、控除の対象になりませんが、市・県民税の非課税を判定する際の扶養親族数には算入されます。										
	記載方法	〔3〕「16歳未満の扶養親族」に氏名、生年月日、同居/別居、続柄を記入します。										
㉔基礎	概要	合計所得金額が2,500円以下の場合に適用されます。										
	記載方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">あなたの合計所得金額</th> <th style="width: 40%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円以下</td> <td style="text-align: center;">43万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円超 2,450万円以下</td> <td style="text-align: center;">29万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,450万円超 2,500万円以下</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500万円超</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円
		あなたの合計所得金額	控除額									
		2,400万円以下	43万円									
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円									
2,450万円超 2,500万円以下	15万円											
2,500万円超	0円											
㉔雑損	概要	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族(前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下のもの)が所有する生活用資産が、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合										
	記載方法	〔3〕の㉔に各種情報を記入します。〔4〕の㉔に「①(損失額－補てん金)－総所得金額等の合計額の10%)」、②「(災害関連支出の金額)－5万円」のいずれか大きい金額を記入します。										
㉔医療費 (いずれか一方)	医療費控除	概要 前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ※別で医療費控除の明細書を作成して提出してください。										
	控除額	〔3〕の㉔に支払金額と補填金額を記入します。〔4〕の㉔に「支払額－補填金－(10万円または総所得金額等の5%の少ない方の金額)〔最大200万円〕」を記入します。										
	セルフメディケーション税制	概要 前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品購入費を支払った場合										
	控除額	〔3〕の㉔に支払金額と補填金額を記入します。〔4〕の㉔に「支払額－補填金－1万2千円〔最大8万8千円〕」を記入します。										

## 寄附金控除 ～裏面「13 寄附金に関する事項」～

控除の種目	概要
寄附金	<p>前年中に次に対する寄附をされた人で、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合に記入してください。</p> <p>①特例控除対象の指定を受けた都道府県、市町村または特別区（ふるさと納税）            ※特例控除対象の指定外（ふるさと納税指定外）団体：東京都、兵庫県洲本市、宮崎県都農町</p> <p>②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金・特例控除対象指定外の都道府県、市町村または特別区</p> <p>③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、群馬県又は桐生市が条例により指定した団体</p> <p>④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、群馬県又は桐生市が条例により指定した団体</p>

## 納税方法の選択 ～裏面「15 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」～

控除の種目	概要
納税方法の選択	市・県民税を給与から差し引く方法で納付されている人で、給与・公的年金等以外の所得分の市・県民税を、給与所得分と合算して給与から差し引くか、給与所得分とは別に自分で納付するかを選択できます。「給与から差し引き（特別徴収）」と「自分で納付（普通徴収）」のいずれかを選択し、☑をしてください。

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

## ☆市・県民税額の算出方法☆

市・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額等に応じて次の図式のとおり計算します。また、令和6年度から市・県民税に併せて「森林環境税」が課税されます。

$$\begin{array}{r}
 \left( \begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{の合計} \end{array} - \begin{array}{c} \text{所得控除} \\ \text{の合計} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{市民税} \\ \text{所得割} \\ \text{税率} \end{array} - \begin{array}{c} \text{市民税} \\ \text{税額} \\ \text{控除} \end{array} + \begin{array}{c} \text{市民税} \\ \text{均等割} \end{array} = \\
 \left( \begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{の合計} \end{array} - \begin{array}{c} \text{所得控除} \\ \text{の合計} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{県民税} \\ \text{所得割} \\ \text{税率} \end{array} - \begin{array}{c} \text{県民税} \\ \text{税額} \\ \text{控除} \end{array} + \begin{array}{c} \text{県民税} \\ \text{均等割} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年税額} \\ \text{(100円未満切捨)} \end{array}
 \end{array}$$

### 【市・県民税が課税されない人（森林環境税も課税されません）】

(1) 均等割・所得割・森林環境税のいずれも課税されない人

A 生活保護法による生活扶助を受けている人

B 未成年者、寡婦、ひとり親、障害者のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の人

C 前年の合計所得金額が、次の金額以下の人

① 同一生計配偶者または扶養親族がない場合

415,000円

② 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合※

315,000円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+100,000円+189,000円

### 所得割が課税されない人（均等割・森林環境税は課税されます）

A 所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人

B 前年の総所得金額等が、次の金額以下の人

① 同一生計配偶者または扶養親族がない場合

450,000円

② 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合※

350,000円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+100,000円+320,000円

※合計所得金額：配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得を含みます）などの「総合所得」を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）と土地・建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得などの分離所得の合計です（土地や建物等の譲渡所得など、分離課税の所得については特別控除適用前）。

※総所得金額等：合計所得金額に純損失または雑損失などの繰越控除を適用した後の金額のことです。

※「同一生計配偶者または扶養親族がいる」とは、所得税の確定申告書、市・県民税申告書、扶養親族申告書、年末調整などで扶養として申告していて要件を満たしている親族がいることを意味します（配偶者特別控除は扶養には含まれません）。

### 森林環境税

「森林環境税」は、令和6年度から、市・県民税均等割と併せて国税として1人年間1,000円が課税されます。1月1日時点で市内に居住し、市・県民税均等割が課税される人に課税されます。

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

## 【市民税・県民税 均等割・所得割税率、森林環境税】

### (1) 均等割

市民税	県民税	合計
3,000 円	1,700 円（群馬みどりの県民税（平成 26 年～令和 10 年）「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」に基づく県民税 700 円を含む）	4,700 円

### (2) 所得割の税率

課税所得の種類		市民税の税率	県民税の税率
総合課税		6%	4%
分離課税	土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%（国等に対する譲渡 3%）	3.6%（国等に対する譲渡 2%）
	土地、建物等の長期譲渡所得	3%	2%
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000 万円以下の部分 2.4% （特別控除等を適用した場合 3%） 2,000 万円超の部分 3%	2,000 万円以下の部分 1.6% （特別控除等を適用した場合 3%） 2,000 万円超の部分 2%
	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000 万円以下の部分 2.4% 6,000 万円超の部分 3%	6,000 万円以下の部分 1.6% 6,000 万円超の部分 2%
	一般株式等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得、先物取引等に係る雑所得等	3%	2%
	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%

### (3) 森林環境税：1,000 円

## 【税額控除】

控除の種目	概要					
調整控除(合計所得金額が 2,500 万円以下のみ適用)	所得税と市民税・県民税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除です。					
	A 合計課税所得金額が 200 万円以下の者 「所得税との人的控除額の差 <sup>*</sup> の合計」、「課税所得金額」のいずれか小さい額の 5% (市 3%、県 2%) B 合計課税所得金額が 200 万円超の者 {所得税との人的控除額の差 <sup>*</sup> の合計 - (合計課税所得金額 - 200 万円)} の 5% (市民税 3%、県民税 2%) に相当する額。ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円 (注) 「合計課税所得金額」：課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計 ※人的控除の差額は最終ページの参考資料を参照					
配当控除	申告した配当所得金額（申告分離課税を除く）× 配当控除率 = 配当控除額（1 円未満切り上げ）					
	課税される所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
	配当の種類	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	証券投資	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	
	外貨建等以外の証券投資信託					
	外貨建等証券投資信託					

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

控除の種目	概要			
住宅借入金等特別税額控除	<p>前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額</p> <p>ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額</p> <p>①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）</p> <p>②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）</p>			
	市民税	3 / 5	県民税	2 / 5
寄附金税額控除	<p>前年中に寄附金控除対象の寄附金を支出し、合計額が 2,000 円を超える場合に、その超える金額の、市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額（総所得金額等の合計額の 30%を上限）</p> <p>※ただし、特例控除対象の指定を受けた都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表に左欄の区分に応じて、右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 3/5、県民税は 2/5 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割額の 20%に相当する）</p>			
	課税総所得金額から人的控除差調整額※を控除した金額		割合	
	0 円以上	195 万円以下	84.895%	
	195 万円超	330 万円以下	79.79%	
	330 万円超	695 万円以下	69.58%	
	695 万円超	900 万円以下	66.517%	
	900 万円超	1,800 万円以下	56.307%	
	1,800 万円超	4,000 万円以下	49.16%	
	4,000 万円超		44.055%	
	0 円未満	課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合		90%
課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合		課税山林所得金額の 1/5 に相当する金額について、区分に応じた割合		
課税山林所得がある場合				
課税退職所得がある場合				課税退職所得金額について、上記の区分に応じた割合
両方ある場合		いずれか低い割合		
※人的控除差調整額は最終ページの参考資料を参照				
外国税額控除	<p>外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税等が課された場合に税額から控除できる場合があります。所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出する場合に、市・県民税に外国税額控除が適用されます。</p>			
配当割額 株式等譲渡 所得割額控除	<p>所得税の確定申告書で申告された特定配当等所得、特定株式等譲渡所得に係る配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は 3/5、県民税は 2/5 を乗じたものを、それぞれ所得割額から控除します。</p>			
定額減税 (仮称)	<p>市・県民税所得割から、本人 1 万円、控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1 人につき 1 万円を控除します。ただし、所得割の額を限度とします。（令和 5 年 12 月 15 日時点の情報で記載しています。）</p>			

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方（詳細版）

## 参考資料 『市・県民税と所得税の控除額一覧・人的控除額の差』

所得控除の種類		市・県民税 控除額	所得税 控除額	人的控除額 の差 <sup>※2</sup>	
障害者控除	障害者	26万円	27万円	1万円	
	特別障害者	30万円	40万円	10万円	
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円	
寡婦控除		26万円	27万円	1万円	
ひとり親控除	母	30万円	35万円	5万円	
	父	30万円	35万円	1万円 <sup>※3</sup>	
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円	
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額				
	900万円以下	一般	33万円	38万円	5万円
		老人 <sup>※1</sup>	38万円	48万円	10万円
	900万円超 950万円以下	一般	22万円	26万円	4万円
		老人 <sup>※1</sup>	26万円	32万円	6万円
	950万円超 1000万円以下	一般	11万円	13万円	2万円
老人 <sup>※1</sup>		13万円	16万円	3万円	
配偶者 特別控除 <sup>※8</sup>	納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額			
	900万円以下	48万円超 50万円未満	33万円	38万円	5万円
		50万円以上 55万円未満	33万円	38万円	3万円 <sup>※4</sup>
	900万円超 950万円以下	48万円超 50万円未満	22万円	26万円	4万円
		50万円以上 55万円未満	22万円	26万円	2万円 <sup>※5</sup>
	950万円超 1000万円以下	48万円超 50万円未満	11万円	13万円	2万円
50万円以上 55万円未満		11万円	13万円	1万円 <sup>※6</sup>	
扶養控除	一般		33万円	38万円	5万円
	特定		45万円	63万円	18万円
	老人 <sup>※1</sup>		38万円	48万円	10万円
	同居老親等 <sup>※1</sup>		45万円	58万円	13万円
基礎控除	納税義務者の 合計所得金額	2,400万円以下	43万円	48万円	5万円 <sup>※7</sup>
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	
		2,500万円超	0	0	0

※1 昭和29年1月1日以前生まれ

※2 人的控除額の差は、調整控除（12ページ）、寄附金控除（13ページ）の計算に使用します。

※3 令和2年度までの寡婦控除の差額（市・県民税26万円、所得税27万円）

※4 平成30年度までの配偶者特別控除の差額（市・県民税33万円、所得税36万円）

※5 平成30年度までの配偶者特別控除×2/3の差額（市・県民税22万円、所得税24万円）

※6 平成30年度までの配偶者特別控除×1/3の差額（市・県民税11万円、所得税12万円）

※7 令和2年度までの基礎控除の差額（市・県民税33万円、所得税38万円）

※8 配偶者の合計所得金額55万円以上の配偶者特別控除の人的控除の差額は0。市・県民税の控除額は9ページ参照。